

1

経路

整備の基本的な考え方

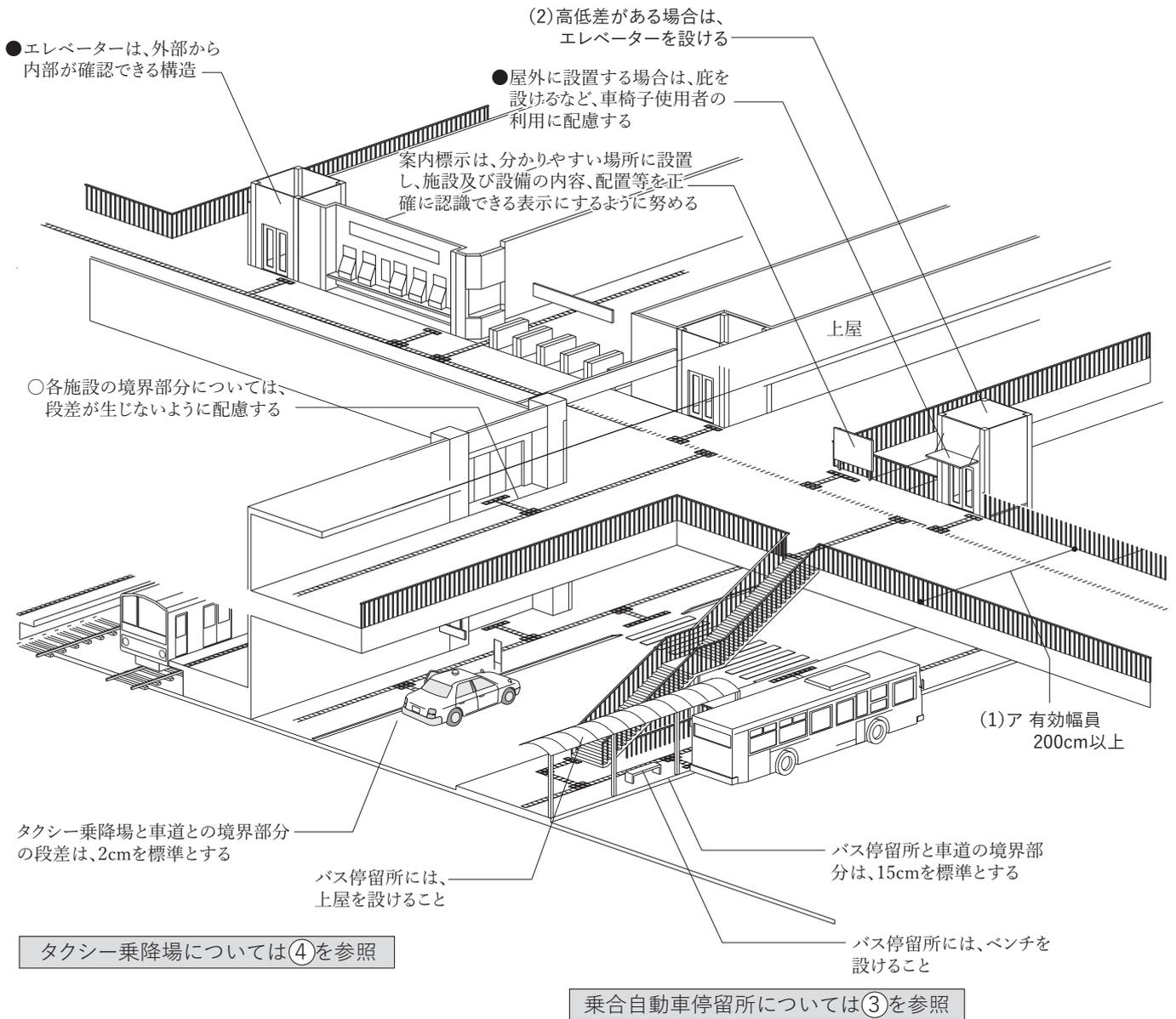
○公共交通機関の施設(鉄道の駅等)から駅前広場・歩道あるいはペDESTリアンデッキを通過して駅周辺の歩道に至る経路については、だれもが円滑に利用できるように整備する。

整備基準		解説	望ましい水準
常時一般交通の用に供する経路は、次に定める構造とすること。			○ペDESTリアンデッキと接続する他の施設の出入口には、段を設けないように努めること。
(1)経路を構成する通路は、次に定める構造とすること。			
ア 有効幅員	有効幅員は、200cm以上とすること。	●当該通路の高齢者、障害者等の通行の状況を考慮して定めること。	
イ 勾配	縦断勾配及び横断勾配は設けないこと。ただし、構造上やむを得ない場合又は路面の排水のために必要な場合においては、この限りでない。		
ウ 路面の仕上げ	路面は、平たんで滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。		
エ 転落防止	両側は、転落を防ぐ構造とすること。	●両側に35cm程度の立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。 ●高欄は路面から高さ110cm程度の高さとし、危険のない構造とすること。	
(2)公共交通機関の施設若しくは道路との間又は床面に高低差がある場合は、(3)に定める構造の傾斜路又は別表第3の1の(3)のウからサまでに定めるほか、次に定める構造のエレベーターを設けること。ただし、構造上の理由により傾斜路又はエレベーターを設けることが困難である場合は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のエスカレーターをもってこれに代えることができる。		●エレベーターの配置にあたっては、主動線上から認識しやすい位置に設置し、全ての利用者が円滑に利用することができるよう配慮すること。 ●エレベーターの前には、一般利用者の動線と交錯しないようスペースを確保すること。 【エレベーターの構造】 ●屋外に設置する場合は、庇を設けるなど、車椅子使用者の利用に配慮すること。 ●籠及び昇降路の出入口の戸の開閉時間を延長する機能を設けること。 【高齢者、障害者等の円滑な利用に適したエスカレーター】 ●別表第3の1の(1)を参照のこと。	○地震、火災、停電時管制運転を備えたエレベーターを設置する場合には、音声及び文字で管制運転により停止した旨を知らせる装置を設けること。 【エレベーターの構造】 ○故障の際に自動的に故障したことが伝わるようにし、籠内にその旨の表示を行うか、又は籠内に故障を知らせるための非常ボタンを設けること。 ○乗降口の床とエレベーターの籠との間は可能な限り小さくすること。
ア 籠の広さ	籠は、間口150cm以上、奥行き150cm以上とすること。		
イ 籠の広さ	アの規定にかかわらず、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの(開閉する籠の出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。)にあつては、間口は140cm以上、奥行きは135cm以上とすること。		

整備基準		解説	望ましい水準
ウ 出入口の有効幅	籠及び昇降路の出入口の有効幅は、アの規定による基準に適合するエレベーターにあっては90cm以上とし、イの規定による基準に適合するエレベーターにあっては80cm以上とすること。		
エ 出入口の構造	籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、籠外にいる者と籠内にいる者が互いに視認できる構造であること。		○籠内を確認できるカメラを設けること。
オ 音声装置	停止する階が3以上であるエレベーターの乗降口には、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、籠内に籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合は、この限りでない。		
(3) 傾斜路を設ける場合は、次に定める構造とすること。			
ア 傾斜路の有効幅員	有効幅員は、200cm以上とすること。ただし、構造上やむを得ない場合は、100cm以上とすることができる。		○傾斜路の始終部には、200cm以上の水平部を設けること。
イ 傾斜路の勾配	傾斜路の勾配は、5%以下とすること。ただし、屋内の場合又は構造上やむを得ない場合は、8%以下とすることができる。		
ウ 横断勾配	横断勾配は設けないこと。		
エ 踊場の設置	高低差が75cmを超える場合は、75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けること。		
オ 手すりの設置	両側に手すりを設けること。	<ul style="list-style-type: none"> ●手すりの高さは85cm程度、65cm程度である二段とし、両側に連続して設けること。 ●手すりの端部の付近には、傾斜路の通ずる場所を示す点字をはり付けること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○手すりの外径は4cm程度とし、壁面から5cm程度離して設置すること。 ○手すりは傾斜路の終端部から水平区間へ60cm程度延長し、利用者の乗降、誘導が円滑になるようにすること。 ○手すりの端部にはり付ける点字は、その内容を文字で併記すること。
カ 路面の仕上げ	路面は、平たんで滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。	●雨滴等により濡れた状態でも滑りにくい仕上げ、材料を選択すること。	
キ 転落防止装置	両側は、転落を防ぐ構造とすること。	<ul style="list-style-type: none"> ●両側には35cm程度の立ち上がり部、及び柵その他これに類する工作物を設けること。 ●高欄は路面から高さ110cm程度とし、落下物等の危険のない構造とすること。 	
ク 路面の色	色の明度、色相又は彩度の差の大きいものとする事により、公共用通路、通路又は踊場と識別しやすいものとする事。		

整備基準		解説	望ましい水準
(4)段を設ける場合は、有効幅員(当該有効幅員の算定に当たっては、手すりの幅は、10cmを限度として、ないものとみなす。)は150cm以上で、両側は転落を防ぐ構造とし、別表第3の5の(1)から(4)までに定める構造とすること。		<ul style="list-style-type: none"> ●階段は、勾配2分の1、蹴上げ15cm、踏幅30cmを標準とすること。 ●階段の高さが3mを超える場合においては、その途中に踊場を設けること。 ●手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字をはり付けること。 ●高欄は路面から高さ100cm程度とし、危険のない構造とすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○手すりは階段の終端部から水平区間へ60cm程度延長し、利用者の乗降、誘導が円滑になるようにすること。 ○手すりの端部にはり付ける点字は、その内容を文字で併記すること。
(5)次の場所には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。		●視覚障害者誘導用ブロックの敷設位置については、別表第3の1の(5)に準拠すること。	
ア 傾斜路の上端及び下端	(3)に定める構造の傾斜路の上端及び下端に近接する通路		
イ 段の上端及び下端	(4)に定める構造の段の上端及び下端に近接する通路		
ウ エレベーターの出入口	別表第3の1の(3)に定める構造のエレベーターの乗降ロビーに設ける操作盤に近接する通路		
エ 券売機	別表第3の2に定める構造の券売機に近接する通路		
オ 改札口	別表第3の3の(2)に定める構造の改札口に近接する通路		
カ 公共交通機関の施設又は道路	視覚障害者誘導用ブロックを敷設した公共交通機関の施設又は道路と接続する部分	●鉄道駅間の乗り換え経路及び乗合自動車停留所、タクシー乗降場等又は歩道と接続する部分に敷設すること。	
キ その他	その他特に視覚障害者の注意を喚起することが必要である場所	●「その他特に視覚障害者の注意を喚起することが必要である場所」には、横断歩道接続部に近接する通路、エスカレーターの上端及び下端に隣接する通路、2の(1)で定める多機能トイレ等が含まれる。	
(6)公共交通機関の施設又は道路と接続する部分には、段差を設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合には、(4)に定める構造とすること。		●視覚障害者誘導用ブロックを敷設する場合には、連続して敷設すること。	

□鉄道の駅と一体として利用される施設の整備例



2

便所

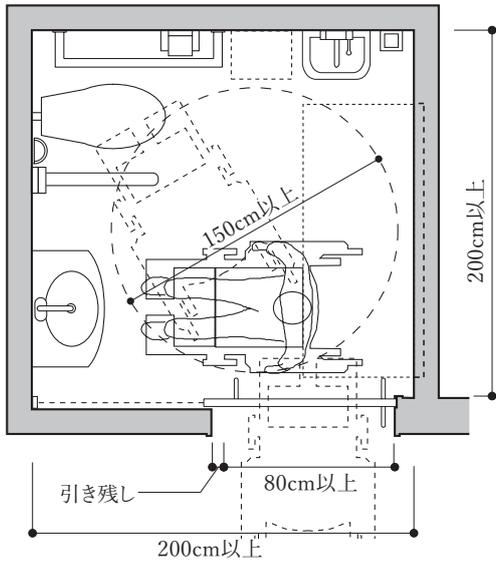
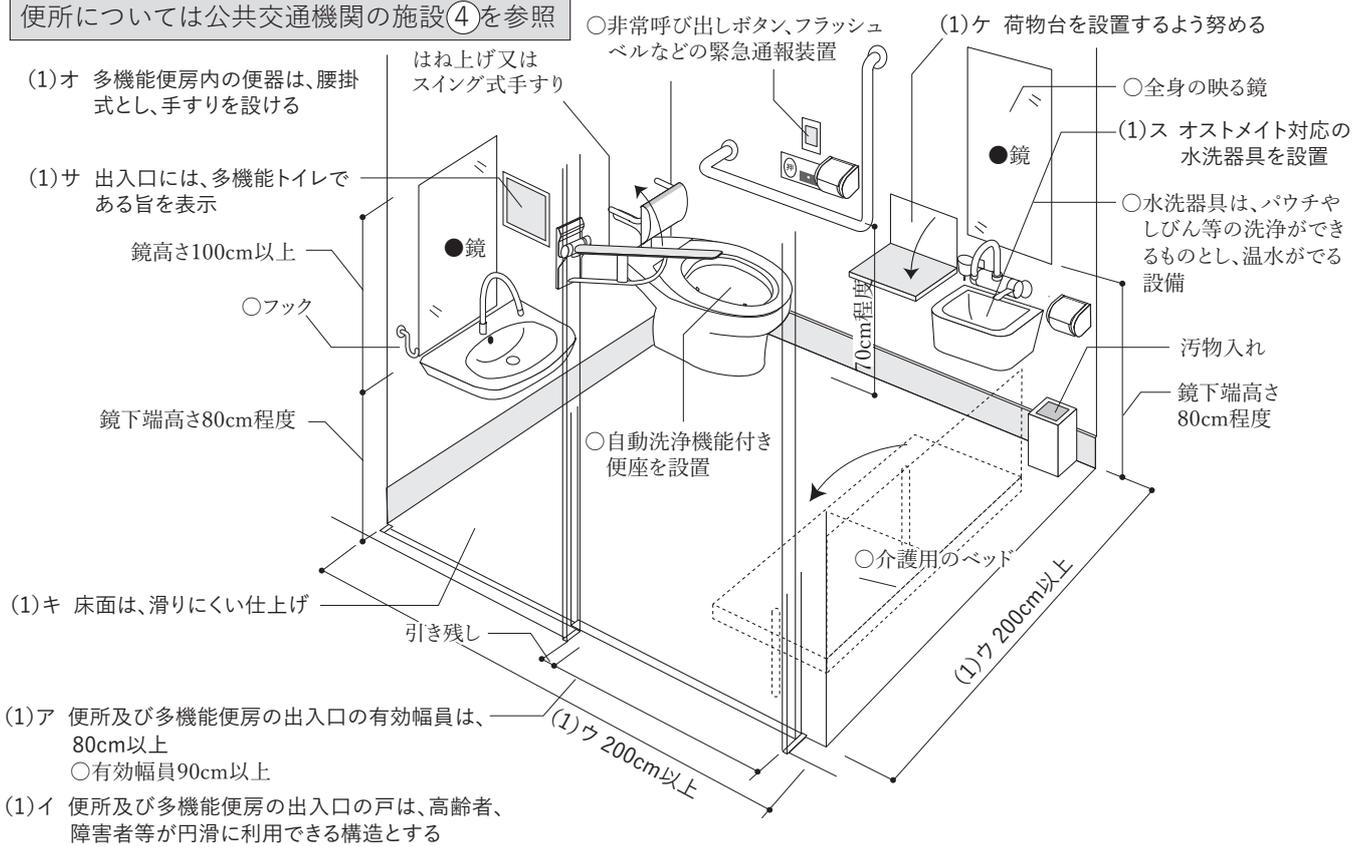
整備の基本的な考え方

○利用者の利用に供する便所を設ける場合は、車椅子使用者をはじめ、だれもが円滑に利用しやすい便所を整備する。

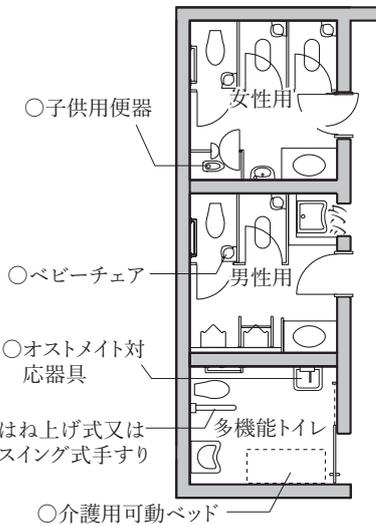
整備基準		解説	望ましい水準
利用者の利用に供する便所を設ける場合は、次に定める構造とし、1に定める構造の経路に接続して設置すること。		●移動円滑化された経路から円滑に利用できる位置に設け、視覚障害者誘導用ブロックを連続して敷設すること。	
(1) 多機能トイレの設置	1以上(男女用の区別があるときは、それぞれ1以上)の便所は、別表第3の4の(1)アからスまでに定める構造の多機能トイレとすること。	●「2 公共交通機関の施設に関する整備基準」の4の(1)アからスまでの解説を参照のこと(132～133項)。	○「2 公共交通機関の施設に関する整備基準」の4の(1)アからスまでの望ましい水準を参照のこと(132～133項)。
(2) 多機能トイレ以外のトイレの設置	多機能トイレ以外に利用者の利用に供する便所を設ける場合は、1以上(男女用の区別があるときは、それぞれ1以上)の便所は、別表第3の4の(2)に定める構造とすること。	●「2 公共交通機関の施設に関する整備基準」の4の(2)の解説を参照のこと(133～134項)。	○「2 公共交通機関の施設に関する整備基準」の4の(2)の望ましい水準を参照のこと(133～134項)。

□多機能トイレの整備例

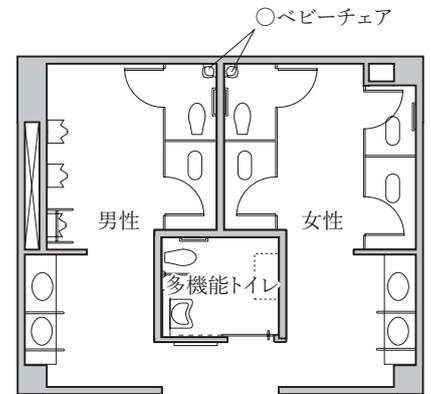
便所については公共交通機関の施設④を参照



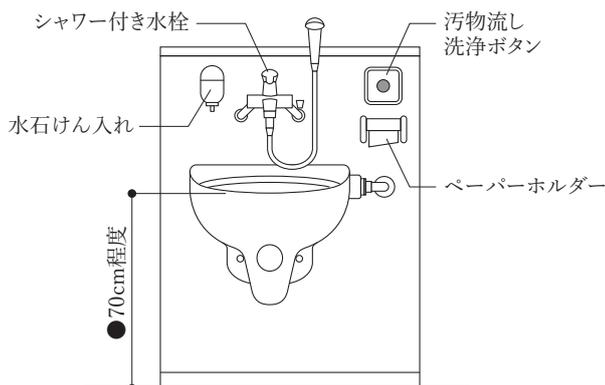
■便所配置例(1)



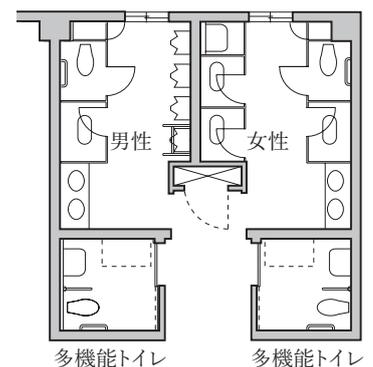
■便所配置例(2)



■オストメイト対応の水洗器具例

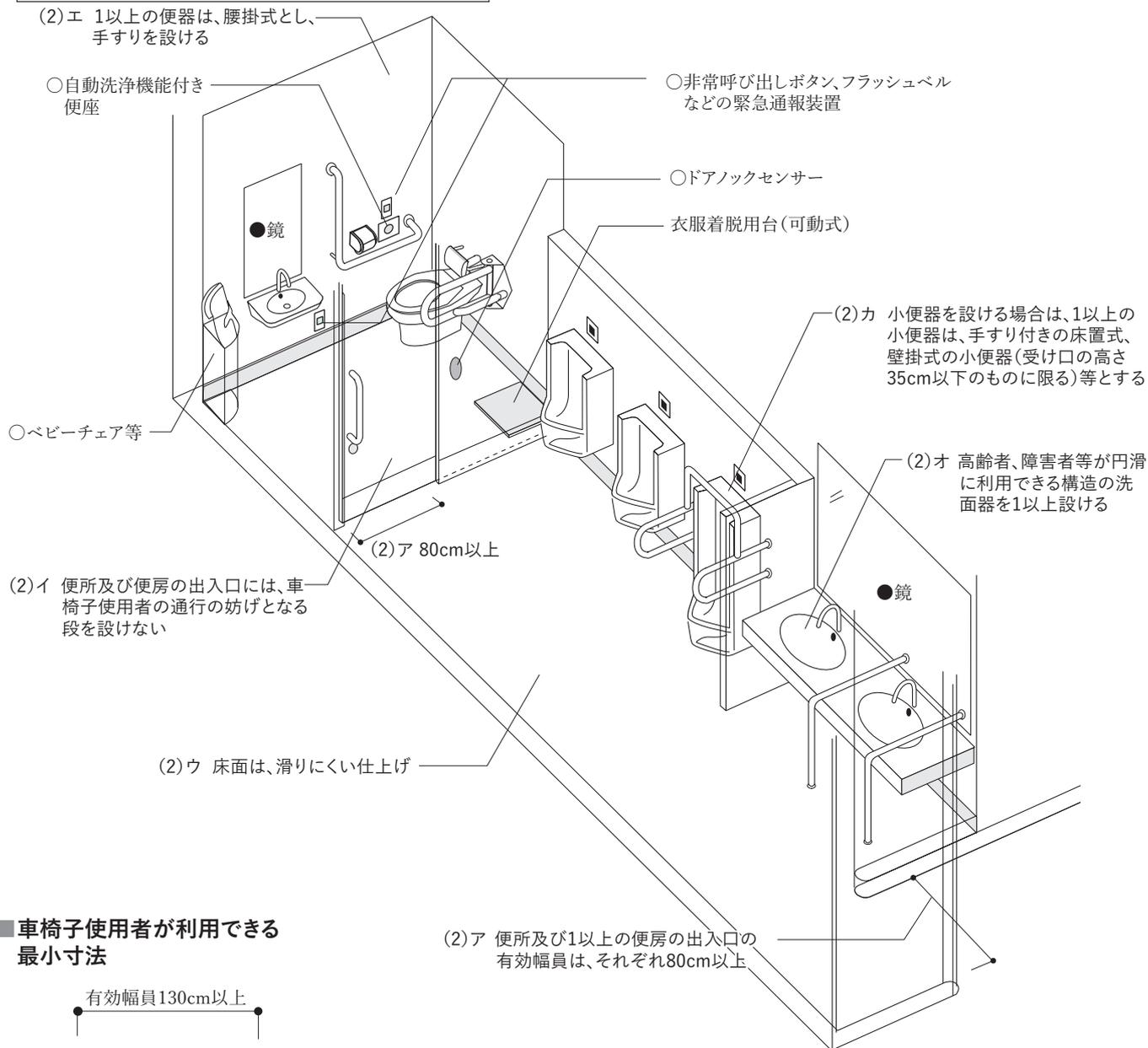


■便所配置例(3)

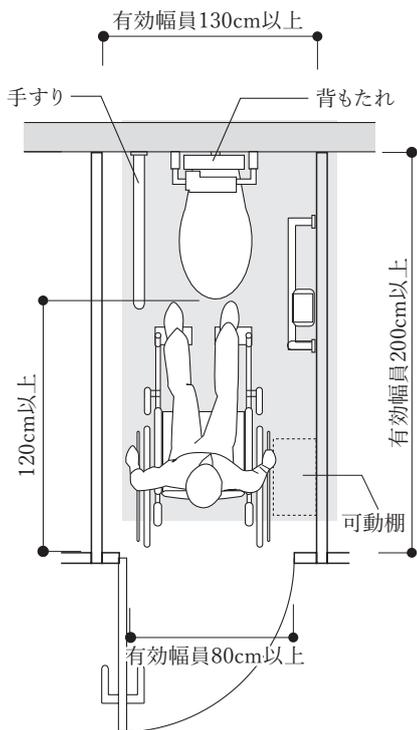


□多機能トイレ以外のトイレの整備例

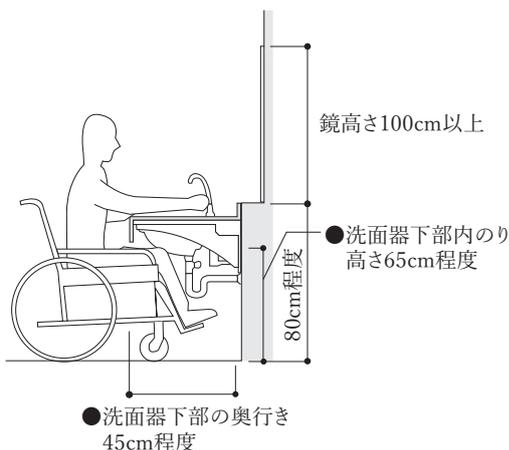
便所については公共交通機関の施設④を参照



■車椅子使用者が利用できる最小寸法



■洗面器まわりの寸法例



■ベビーチェア設置例



□案内表示の例

■便所の表示例 (日本産業規格 JIS Z 8210)



お手洗
Toilets



男女共用お手洗
All gender
toilet



男性
Men



女性
Women



子どもお手洗
Children's toilet

■便房設備(機能)の表示例 (日本産業規格 JIS Z 8210)



障害のある人が
使える設備
Accessible
facility



介助用ベッド
Care bed



オストメイト用設備
／オストメイト
Facilities for
Ostomy /
Ostomate



ベビーチェア
Baby chair



おむつ交換台
Diaper
changing
table



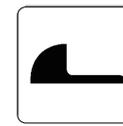
着替え台
Changing
board



洋風便器
Sitting
style toilet



温水洗浄便座
Spray seat



和風便器
Squatting
style toilet

資料：上図全て「JIS Z8210 案内用図記号 (PDF版)」(国土交通省)を加工して作成
出典：「標準案内用図記号」((公財)交通エコロジー・モビリティ財団)

3

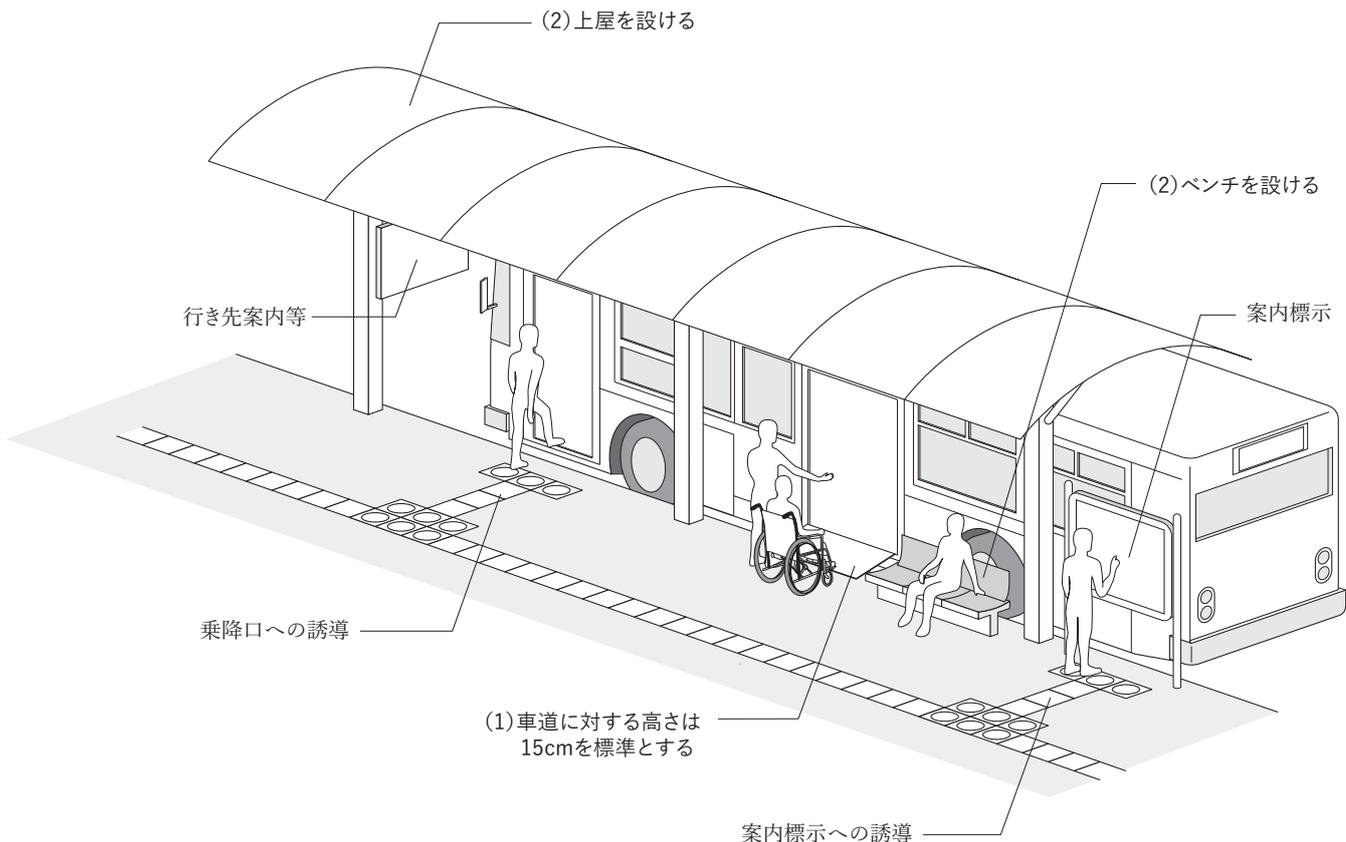
乗合自動車停留所

整備の基本的な考え方

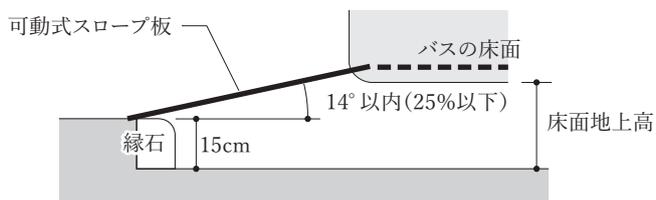
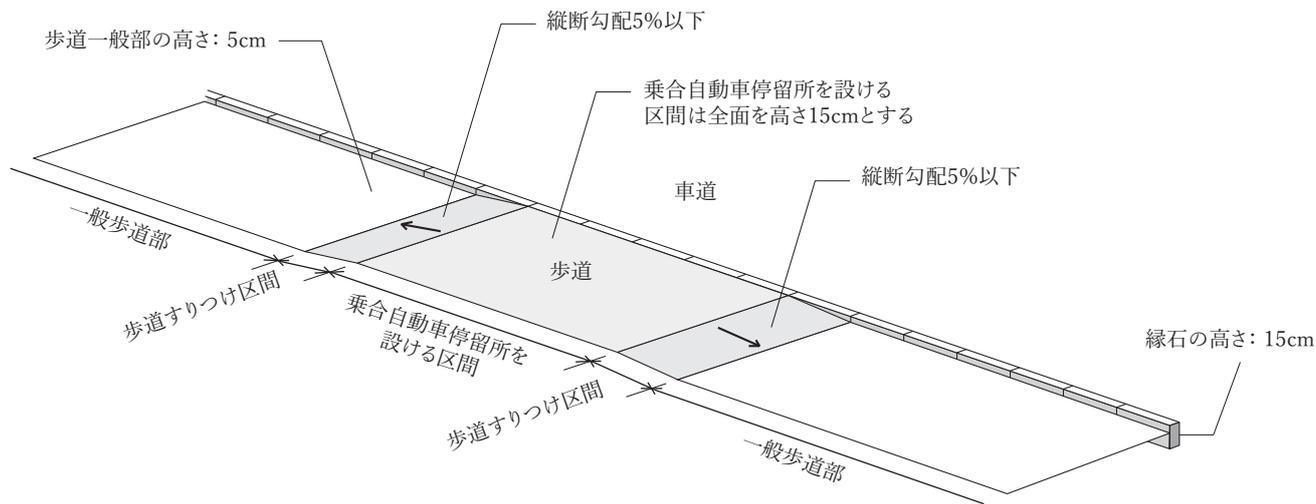
○乗合自動車停留所を設ける場合は、高齢者、障害者等の利用に配慮し、だれもが利用できるような整備を進める。

整備基準		解説	望ましい水準
乗合自動車停留所を設ける場合は、次に定める構造とするよう努めること。			
(1) 車道に対する高さ	車道に対する高さは、15cmを標準とすること。	<ul style="list-style-type: none"> ●15cmの高さは、低床バスの乗降口に設けたスロープ板を適切に設置できる高さである。ただし、構造上やむを得ない場合は、高さの調整等により、車椅子使用者が円滑に利用できる構造とすること。 	
(2) 上屋及びベンチ	上屋及びベンチを設けること。	<ul style="list-style-type: none"> ●上屋支柱等やベンチ設置後においても通路の有効幅員は、200cm以上とすること。 ●それらの機能を代替する施設が既に存する場合又は利用者の円滑な移動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。 	

□乗合自動車停留所の整備例



■車道に対する高さ



4

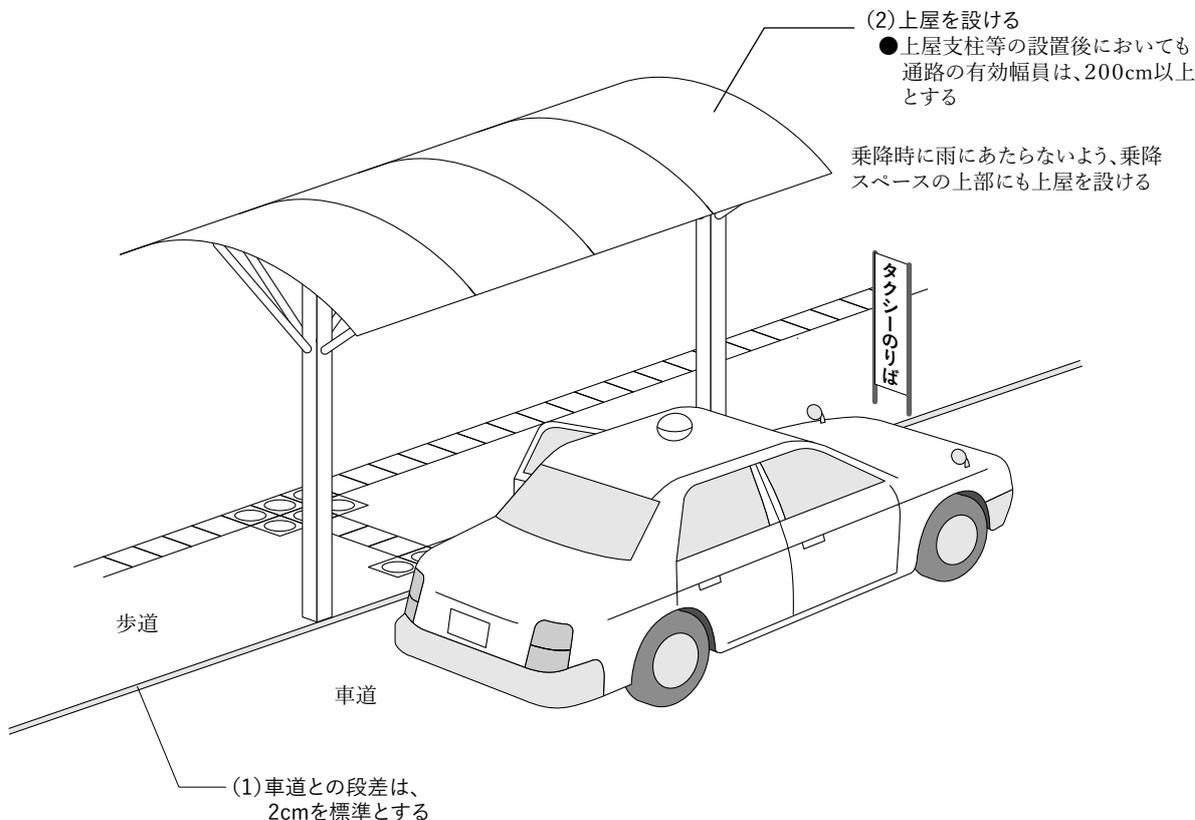
タクシー乗降場

整備の基本的な考え方

○タクシー乗降場を設ける場合は、高齢者、障害者等の利用に配慮し、だれもが利用できるような整備を進める。

整備基準		解説	望ましい水準
タクシー乗降場を設ける場合は、次に定める構造とするよう努めること。			
(1)車道との段差	車道との境界部分の段差は、2cmを標準とし、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造とすること。	●車椅子使用者が円滑に乗降できる構造とすること。	○車椅子使用者は、いったん車道に下りてから乗降するため、安全に乗降できるスペースの確保にも努める。
(2)上屋	上屋を設けること。	●上屋支柱等の設置後においても通路の有効幅員は、200cm以上とすること。 ●それらの機能を代替する施設が既に存する場合又は利用者の円滑な移動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。	○乗降スペースの上部にも上屋を設けること。 ○ベンチ等の休憩設備を設置すること。ただし、利用者の円滑な移動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。

□タクシー乗降場の整備例



5

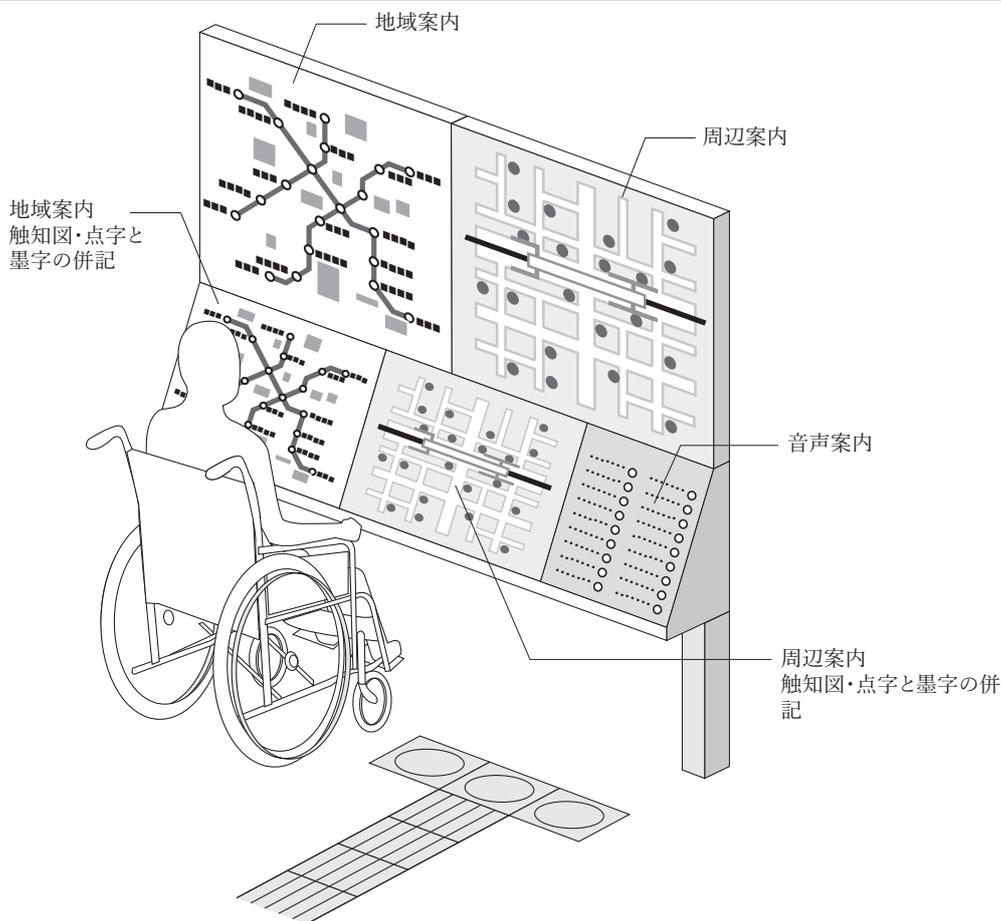
案内標示

整備の基本的な考え方

- 案内標示は、高齢者、障害者等が、公共交通機関の施設を円滑に利用できるよう配慮する。
- 案内・誘導標示については、設置場所・高さ・文字の大きさ・形状、わかりやすさなど十分に配慮する。

整備基準	解説	望ましい水準
案内標示(案内板、掲示板及び標識をいう。別表第6において同じ。)は、分かりやすい場所に設置し、高齢者、障害者等が施設及び設備の内容、配置等を正確に認識できるように表示するよう努めること。	<ul style="list-style-type: none"> ●駅及び周辺施設との連続性に配慮し、鉄道、バス等の利用や周辺施設の移動が円滑に行えるよう、わかりやすく可能な限り統一された案内標示とすること。 ●放送等の音による案内及び可変式情報表示装置や点字等の文字による案内に努めること。 ●文字の大きさや表記方法及び掲出高さは、高齢者、障害者等をはじめ、子どもや知的障害者を含む、より多くの人が見やすく、かつ、わかりやすいものとする。 ●出入口名、改札口名、行先、旅客施設名等の主要な用語には、英語を併記すること。 ●各施設・設備の位置や内容について、利用者が正確に認識することができること。 ●ペDESTリアンデッキにおいては、鉄道駅と接続する階だけでなく、その他の階の施設についてもわかりやすく案内すること。 	○音による案内が有効と考えられる場所では、言葉による音声案内や誘導チャイム等の音声・音響による案内に努めること。

□案内標示の整備例



6

附帯設備

整備の基本的な考え方

○高齢者、障害者等の利用に配慮し、だれもが利用できるように整備を進める。

整備基準	解説	望ましい水準
<p>ベンチ、屋外卓その他の附帯設備を設置する場合は、一般交通に支障がないよう十分配慮し、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造とすること。</p>	<p>●附帯設備設置後においても通路の有効幅員は、200cm以上とすること。</p>	<p>【ベンチ、屋外卓、水飲み器】 ○誰もが安全で円滑に利用できる構造とすること。</p> <p>【公衆電話機及び公衆電話台】 ○1以上の公衆電話機及び公衆電話台は、次に定める構造とすること。 ○公衆電話機は、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造とすること。 ○公衆電話台の高さは、車椅子使用者が利用しやすい高さとし、かつ、下部には、車椅子使用者が円滑に利用できる構造の蹴込みを設けること。 ○前面には車椅子使用者が円滑に使用できる十分なスペースを確保すること。 ○出入口には段を設けないこと。また、戸を設ける場合は、有効幅員は90cm以上とし、自動的に開閉する構造または高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造とすること。</p>

